

別表 1

議長交際費支出基準

(平成 29 年 12 月 1 日現在)

支出区分	支出内容	支出額
会費	会費制により開催される懇親会・祝賀会等の参加に係る経費	会費相当額
弔慰金	葬儀等における香典に係る経費 (対象者：市議会議員、常勤特別職、非常勤特別職等の現職等)	香料 5,000 円～20,000 円
見舞金	病気、災害、事故等の見舞いに係る経費 (対象者：市議会議員、常勤特別職、非常勤特別職等の現職等)	見舞金 5,000 円
協賛金	市費からの助成・補助が無く、公益性が特に認められるものに対する協賛に係る経費	社会通念上認められる範囲
渉外費	議会運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のために係る経費	相当額
その他	上記いずれにも属さない場合で、議会運営上議長が必要と認める経費	相当額

別表 2

慶弔規定基準表（議長交際費）

（平成 29 年 12 月 1 日現在）

			病気見舞	葬儀 (香料)	摘要
議員	現	本人	5,000	20,000	
		配偶者・親子	5,000	10,000	
	元	本人	—	10,000	
常勤特別職	現	本人	5,000	10,000	
		配偶者	—	10,000	
非常勤特別職	A	本人	5,000	10,000	
		配偶者・親子	—	5,000	親子は同居に限る
	B	本人	—	10,000	
職員	現	本人	—	10,000	
名誉市民		本人	5,000	香料 20,000 花輪代 10,000	

- 非常勤特別職 A は、教育委員・監査委員・選挙管理委員・農業委員・民生委員・区長・学校医・消防団員（連合消防団役員まで）とする。なお、B はこれ以外の職とする。
- 上記に記されない市外関係者及び企業については、原則として通知があったもののみ対応することとし、その額は適宜決定する。
- 病気見舞いは、10 日以上の入院

★ 火災見舞金（半壊・半焼以上） 10,000 円

★ 弔辞は、原則として現職議員のみとする。